社団法人全国日本学士会　アカデミア賞規程

平成２３年７月２９日　理事会決定

（目的）

第１条　この規程は、社団法人全国日本学士会（以下「本会」という。）定款第５条第２号に基づき、教育・学術及び文化の振興・発展に功労顕著と認められる者を顕彰することに関し、必要な事項を定める。

（表彰）

第２条　本会にアカデミア賞を設け、次に該当する者を顕彰する。

「文化部門」

　　　　　教育、学術等の文化の振興・発展に優れた業績と顕著な功績が認められる者

「社会部門」

　　　　　医療、福祉及び産業（科学技術）の振興・発展に優れた業績と顕著な功績が認められる者

「国際部門」

　　　　　教育、学術、医療及び福祉等の国際交流に優れた業績と顕著な功績が認められる者

（受賞者の決定）

第３条　受賞者は、選考委員会において選考し、理事会で決定する。

２　受賞者数は、各部門合わせ、若干名とする。

（受賞者の顕彰）

第４条　受賞者には、賞状及び副賞を授与する。

（選考方法）

第５条　受賞者の選考に関し、必要な事項は別に定める。

（補則）

第６条　本規程の改正は、理事会の議を経て行う。

附　則

この規程は、平成２３年 年７月２９日から施行する。